

令和三年内閣府・公正取引委員会・個人情報保護委員会・総務省・法務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・原子力規制委員会規則第二号

産業競争力強化法に基づく新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進に関する命令

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、産業競争力強化法に基づく新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進に関する命令を次のように定める。

（用語の定義）

第一条 この命令において使用する用語は、産業競争力強化法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（主務省令で定める新たな事業活動）

第二条 法第二条第四項の主務省令で定める新たな事業活動は、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性）（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであつて、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう。

（新たな規制の特例措置の求めに係る手続）

第三条 新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証又は新事業活動を実施しようとする者は、法第六条第一項の規定により当該新たな規制の特例措置の整備を求める場合は、当該新たな規制の特例措置が新技術等実証に係るものであるときは様式第一により、当該新たな規制の特例措置が新事業活動に係るものであるときは様式第二により、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した要望書（以下この条において「要望書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

2 二以上の主務大臣に要望書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該要望書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3 法第六条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、同条第四項又は第五項の意見を聴く場合は、要望書を受理した日から原則として一月以内に、当該要望書に、当該要望書に対する主務大臣の見解を記載した様式第三による見解書を添えて、新技術等効果評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。

4 前項の場合において、法第六条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、前項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第四による通知書を当該求めをした者に交付するとともに、様式第五により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。この場合において、主務大臣は、当該新たな規制の特例措置の内容を、新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

5 第三項の場合において、法第六条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、第三項の意見を踏まえ、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないとき、又は適当でないとき、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、当該新たな規制の特例措置が新技術等実証に係るものであるときは様式第六により、当該新たな規制の特例措置が新事業活動に係るものであるときは様式第七により、その旨及びその理由を記載した通知書を当該求めをした者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、新たな規制の特例措置を講じないこととする旨及びその理由を、新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

6 第三項の場合において、法第六条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置の整備についての検討の状況に照らし、第三項に規定する期間内に同項の意見を聴くことができないこと又は前二項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該意見を聴くまでの間又は通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者及び新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

7 法第六条第一項の規定による求め（新事業活動に係るものに限る。）を受けた主務大臣は、同条第五項の意見を聴かない場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要かつ適当であると認めるときは、要望書を受理した日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第四による通知書を当該求めをした者に交付するとともに、様式第五により、当該新たな規制の特例措置の内容を公表するものとする。

8 前項の場合において、法第六条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないとき、又は適当でないとき、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、その旨及びその理由を記載した様式第七による通知書を当該求めをした者に交付するものとする。

9 第七項の場合において、法第六条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置の整備についての検討の状況に照らし、前二項に規定する期間内に各項の通知書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該通知書を交付するまでの間一月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。

（解釈及び適用の確認に係る手続）

第四条 新技術等実証又は新事業活動を実施しようとする者は、法第七条第一項の規定によりその実施しようとする新技術等実証又は新事業活動及びこれに関連する事業活動（以下この条において「新事業活動等」という。）に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈並びに当該新技術等実証又は新事業活動等に対するこれらの規定の適用の有無について、その確認を求める場合は、当該規定が新技術等実証に係るものであるときは様式第八により、当該規定が新事業活動等に係るものであるときは様式第九により、当該規定の内容その他の事項を記載した照会書（以下この条において「照会書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

2 二以上の主務大臣に照会書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合にお

いて、当該照会書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

3 法第七条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、照会書を受理した日から原則として一月以内に、当該求めに係る規定が新技術等実証に係るものであるときは様式第十により、当該規定が新事業活動等に係るものであるときは様式第十一により、当該求めに係る解釈及び適用の有無並びにその理由について記載した回答書を当該求めをした者に交付するとともに、当該求めに係る規定が新技術等実証に係るものであるときは様式第十二により、当該規定が新事業活動等に係るものであるときは様式第十三により、その回答の内容を公表するものとする。

（新技術等実証計画の認定の申請）

第五条 法第八条の二第一項の規定により新技術等実証計画の認定を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、様式第十四による申請書（以下この条及び次条において「申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、申請書のほか、新技術等実証計画が法第八条の二第四項に規定する要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（新技術等実証計画の認定）

第六条 法第八条の二第一項の規定により新技術等実証計画の提出を受けた主務大臣は、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該新技術等実証計画に係る申請書に当該新技術等実証計画に対する主務大臣の見解を記載した様

式第十五による見解書を添えて、新技術等効果評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。

2 主務大臣は、前項の意見を踏まえ、速やかに法第八条の二第四項の定めを照らしてその内容を審査し、前項の新技術等実証計画の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、申請者に法第八条の三第一項の認定証を交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該新技術等実証計画の認定をする旨を、新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

3 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十六による通知書を当該申請者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該新技術等実証計画の認定をしない旨及びその理由を、新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

4 主務大臣は、第二項の認定をしたときは、様式第十七により、当該認定の日付、当該認定に係る認定新技術等実証実施者の名称及び認定新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

第七条 法第八条の三第一項の認定証の様式は、様式第十八のとおりとする。

2 法第八条の三第四項の規定による報告は、様式第十九により行うものとする。

3 認定新技術等実証実施者は、法第八条の四第一項の規定による新技術等実証計画の変更をしたようにする場合に、遅滞なく、主務大臣に当該認定新技術等実証計画に係る認定証を返納しなければならない。

4 認定新技術等実証実施者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、当該認定証に記載された新技術等実証の実施期間内に限り、様式第二十による申請書（以下この項において「申請書」という。）を主務大臣に提出してその再交付を申請することができる。この場合において、認定証を破り、又は汚した認定新技術等実証実施者は、申請書に当該認定証を添えなければならない。

5 認定新技術等実証実施者は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、主務大臣にこれを返納しなければならない。

（認定新技術等実証計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第八条 法第八条の四第一項の規定により新技術等実証計画の変更の認定を受けようとする認定

新技術等実証実施者（第五項及び第六項において「申請者」という。）は、様式第二十一による申請書（以下この条において「申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、認定新技術等実証計画の写しを添付して行わなければならない。

3 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合に、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

4 主務大臣は、第一項の変更の認定の申請を受けた場合において、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請書に、当該申請による変更後の新技術等実証計画に対する主務大臣の見解を記載した様式第二十二による見解書を添えて、新技術等効果評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。

5 第一項の変更の認定の申請を受けた主務大臣は、前項の意見を踏まえ、速やかに法第八条の四第六項において準用する法第八条の二第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該申請による変更後の新技術等実証計画の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、申請者に法第八条の四第六項において準用する法第八条の三第一項の認定証を交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の認定をする旨を、新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

6 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十三による通知書を申請者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の認定をしない旨及びその理由を、新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

7 主務大臣は、第五項の変更の認定をしたときは、様式第二十四により、当該変更の認定の日付、当該変更後の認定新技術等実証実施者の名称及び変更後の当該認定新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

（認定新技術等実証計画の変更の指示）

第九条 主務大臣は、法第八条の四第三項の規定により認定新技術等実証計画の変更を指示しようとするときは、新技術等効果評価委員会に当該変更の指示の内容及びその理由を記載した書面を送付し、意見を聴くものとする。

2 主務大臣は、前項の意見を踏まえ、認定新技術等実証計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第二十五による通知書を当該変更の指示を受ける認定新技術等実証実施者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該変更の指示の内容及びその理由を、新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

（認定新技術等実証計画の認定の取消し）

第十条 主務大臣は、法第八条の四第二項の規定により認定新技術等実証計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十六による通知書を当該認定が取り消される認定新技術等実証実施者に交付するものとする。

2 主務大臣は、法第八条の四第三項の規定により認定新技術等実証計画の認定を取り消そうとするときは、新技術等効果評価委員会に当該認定の取消しを行う旨及びその理由を記載した書面を送付し、意見を聴くものとする。

3 主務大臣は、前項の意見を踏まえ、認定新技術等実証計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十六による通知書を当該認定が取り消される認定新技術等実証実施者に交付するものとする。この場合において、主務大臣は、当該認定を取り消す旨及びその理由を、新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

4 主務大臣は、認定新技術等実証計画の認定を取り消したときは、様式第二十七により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

（新事業活動計画の認定の申請）

第十一条 法第九条第一項の規定により新事業活動計画の認定を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、様式第二十八による申請書（以下この条及び次条において「申請書」という。）を、主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、申請書のほか、新事業活動計画が法第九条第四項に規定する要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合に、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合にお

いて、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（新事業活動計画の認定）

第十二条 法第九条第一項の規定による新事業活動計画の提出を受けた主務大臣は、同条第四項の意見を聴かない場合において、速やかに同項の定めを照らしてその内容を審査し、当該新事業活動計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、様式第二十九による認定書を申請者に交付するものとする。

2 前項の新事業活動計画の提出を受けた主務大臣は、法第九条第四項の意見を聴く場合は、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該新事業活動計画に係る申請書に当該新事業活動計画に対する主務大臣の見解を記載した様式第三十による見解書を添えて、新技術等効果評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。この場合において、主務大臣は、当該新事業活動計画の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、様式第二十九による認定書を申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、前二項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十一による通知書を当該申請者に交付するものとする。

4 第二項の場合において、主務大臣は、同項の認定書を交付するときは当該新事業活動計画を認定する旨を、前項の通知書を交付するときは当該新事業活動計画を認定しない旨及びその理由を、新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

5 主務大臣は、第一項又は第二項の認定をしたときは、様式第三十二により、当該認定の日付、当該認定に係る認定新事業活動実施者の名称及び認定新事業活動計画の内容を公表するものとする。

（認定新事業活動計画の変更に係る認定の申請及び認定）

第十三条 法第十条第一項の規定により新事業活動計画の変更の認定を受けようとする認定新事業活動実施者（以下この条において「申請者」という。）は、様式第三十三による申請書（以下この条において「申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

2 申請書の提出は、認定新事業活動計画の写しを添付して行わなければならない。

3 二以上の主務大臣に申請書を提出する場合に、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

4 第一項の変更の認定の申請を受けた主務大臣は、法第十条第五項において準用する法第九条第四項の意見を聴かない場合において、速やかに同項の定めを照らしてその内容を審査し、当該申請による変更後の新事業活動計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、様式第三十四による認定書を申請者に交付するものとする。

5 第一項の変更の認定の申請の提出を受けた主務大臣は、法第十条第五項において準用する法第九条第四項の意見を聴く場合は、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請書に、当該申請による変更後の新事業活動計画に対する主務大臣の見解を記載した様式第三十五による見解書を添えて、新技術等効果評価委員会に送付し、意見を聴くものとする。この場合において、主務大臣は、当該新事業活動計画の変更の認定をするときは、当該意見が述べられた日から原則として一月以内に、様式第三十四による認定書を申請者に交付するものとする。

6 主務大臣は、前二項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十六による通知書を申請者に交付するものとする。

7 第五項の場合において、主務大臣は、同項の認定書を交付するときは当該新事業活動計画の変更の認定をする旨を、前項の通知書を交付するときは当該新事業活動計画の変更の認定をしない旨及びその理由を、新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

8 主務大臣は、第四項又は第五項の変更の認定をしたときは、様式第三十七により、当該変更の認定の日付、当該変更後の認定新事業活動実施者の名称及び当該変更後の認定新事業活動計画の内容を公表するものとする。

第十四条 主務大臣は、法第十条第三項の規定により認定新事業活動計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載

した様式第三十八による通知書を当該変更の指示を受ける認定新事業活動実施者に交付するものとする。

2 主務大臣は、法第十条第三項の規定により認定新事業活動計画の変更を指示しようとする場合において、同項の意見を聴くときは、新技術等効果評価委員会に当該変更の指示の内容及びその理由を記載した書面を送付し、意見を聴くものとする。

3 主務大臣は、前項の意見を踏まえ、認定新事業活動計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を、新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

第十五条 主務大臣は、法第十条第二項の規定により認定新事業活動計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十九による通知書を当該認定が取り消される認定新事業活動実施者に交付するものとする。

2 主務大臣は、法第十条第三項の規定により認定新事業活動計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第三十九による通知書を当該認定が取り消される認定新事業活動実施者に交付するものとする。

3 主務大臣は、法第十条第三項の規定により認定新事業活動計画の認定を取り消そうとする場合において、同項の意見を聴くときは、新技術等効果評価委員会に当該認定の取消しを行う旨及びその理由を記載した書面を送付し、意見を聴くものとする。

4 主務大臣は、前項の意見を踏まえ、認定新事業活動計画の認定を取り消すときは、当該認定を取り消す旨及びその理由を、新技術等効果評価委員会に通知するものとする。

5 主務大臣は、認定新事業活動計画の認定を取り消したときは、様式第四十により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された者の名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

(実施状況の報告)

第十六条 認定新技術等実証実施者は、主務大臣の求めに応じて、新技術等実証の実施状況を、定期的に、様式第四十一により主務大臣に報告しなければならない。

2 認定新技術等実証実施者は、新技術等実証の実施に関し事故等があったときは、その状況を遅滞なく、主務大臣に報告しなければならない。

3 認定新技術等実証実施者は、認定新技術等実証計画に基づく新技術等実証の終了時における実施状況について、原則として終了後三月以内に、様式第四十二により、主務大臣に報告をしなければならない。

4 認定新事業活動実施者は、認定新事業活動計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第四十三により、主務大臣に報告をしなければならない。

附則 この命令は、公布の日から施行する。

様式第一（第3条関係）

新技術等実証に関する新たな規制の特例措置の整備に係る要領書

年	月	日
主務大臣	名	
住所		
代表者の氏名		

産業競争力強化法（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施したいので、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

様式第二（第3条関係）

新技術等実証の目標

1. 新技術等実証の目標

2. 次に掲げる新技術等実証の目標

(1) 新技術等実証が新技術等実証の目標を達成するための施策について記載する。

(2) 法第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

(3) 法第2条第3項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

4. 参加者等の具体的な組織及び当該参加者等の同意の取得方法

5. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置に係る新技術等実証に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の制定

6. 新技術等実証を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容

7. その他（備考）

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な資料を提出するよう求めること。

2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載範囲)

1. 新技術等実証の目標

新技術等実証に係る事業の目標（新事業活動を行うとする背景となる事象及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。

2. 新事業活動の内容

新事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

新たな規制の特例措置を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。

3. 新事業活動の内容

(1) 新事業活動に係る事業の実施を記載する。

(2) 新事業活動を行う場所の住所を記載する。

(3) 新事業活動を行う場所の住所を記載する。

(4) 整備を求めた規制の特例措置の内容（現行規制が目的としている安全性等の確保、現行規制とは異なる方法により担保するための措置等の記載を含むものとする。）を要約的に記載する。

(5) 新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる事業活動の内容を要約的に記載する。

(6) 現行規制の範囲において、既に事業の一部を実施している場合はその内容を記載する。

様式第三（第3条関係）

新事業活動に関する新たな規制の特例措置の整備に係る要領書

年	月	日
主務大臣	名	
住所		
代表者の氏名		

産業競争力強化法（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施したいので、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

様式第四（第3条関係）

新たな規制の特例措置を講ずることとする旨の通知書

年 月 日

主務大臣 名

年 月 日付けて整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり整備することとしましたので、通知します。

記

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
 2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
 3. その他
- (備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第四（第3条関係）

様式第五（第3条関係）
講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

様式第六（第3条関係）

様式第五（第3条関係）

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
3. その他

（記載要領）

「1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容」中、新たな規制の特例措置の整備の求めを行った者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第五（第3条関係）

様式第八（第4条関係）

新技術等実証に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る回答書

主務大臣 名 殿

年 月 日

産業競争力強化法（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新技術等実証に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該新技術等実証に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新技術等実証の目的

2. 次に掲げる新技術等実証の内容

(1) 新技術等及び新技術等実証を用いて実施しようとする事業活動の内容

(2) 法第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法

(3) 法第2条第3項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法

3. 新技術等実証の実施期間及び実施場所

4. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

7. その他

（備考）

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 新技術等実証の目的

2. 新技術等実証の内容

(1) (2) には、実証を適切に実施するために必要となる事項について記載する。

(3) (4) には、新技術等の実証に当たって当該新技術等に関する規制について分析する場合に記載する。「分析の内容」には、規制が成立した時点で想定されていないような革新的な技術を利用することで、規制の目的を一種適切に達成することが可能である等の状況を、「実施方法」には、分析に使用する装置・設備をそれぞれ記載する。

3. 実施場所には、新技術等実証を行う場所の住所を記載する。インターネット上で完結するサービスに関する実証など、実証を行う住所が性質上特定できない場合は、可能な限り場所が判別できるように記載する。

4. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解には、新技術等実証に関する規制について自己の見解を記載する。

様式第八（第4条関係）

様式第七（第3条関係）

新事業活動に関する新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年 月 日

主務大臣 名 殿

年 月 日付で整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないことと判断しましたので、通知します。

記

1. 特例措置を講ずることが必要でない又は適当でない判断する理由

2. 規制の特例措置の整備によらず、新事業活動の一部の実施が可能である場合にはその範囲若しくは実施が可能となるための方策又は規制の緩和若しくは撤廃の見通しがある場合はその内容

3. その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 新技術等効果評価委員会に意見を聴いた場合にあっては、当該意見の概要について特例措置を講じないことと判断する理由に含めて記載する。

2. 「2.」には、整備を求められた新たな規制の特例措置の内容の改善点、現行規制下において対応が可能な事業の実施内容若しくはそのための方策又は規制の特例措置の整備によらず規制の緩和若しくは撤廃が行われる見通し等を具体的に記載するよう努めること。

様式第十（第4条関係）

新技術等実証に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈等に係る回答書

年 月 日

主務大臣 名 殿

年 月 日付で確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 新技術等実証に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び新技術等実証に対する当該規定の適用関係並びにその理由

2. 現行規定において、新技術等実証の一部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策がある場合はその内容

3. その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（注）本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

様式第十（第4条関係）

新事業活動に関する新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年 月 日

主務大臣 名 殿

年 月 日付で整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないことと判断しましたので、通知します。

記

1. 特例措置を講ずることが必要でない又は適当でない判断する理由

2. 規制の特例措置の整備によらず、新事業活動の一部の実施が可能である場合にはその範囲若しくは実施が可能となるための方策又は規制の緩和若しくは撤廃の見通しがある場合はその内容

3. その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

1. 新技術等効果評価委員会に意見を聴いた場合にあっては、当該意見の概要について特例措置を講じないことと判断する理由に含めて記載する。

2. 「2.」には、整備を求められた新たな規制の特例措置の内容の改善点、現行規制下において対応が可能な事業の実施内容若しくはそのための方策又は規制の特例措置の整備によらず規制の緩和若しくは撤廃が行われる見通し等を具体的に記載するよう努めること。

様式第七（第3条関係）

様式第九（第4条関係）

様式第十一（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の解釈等に係る回答書

年 月 日

主務大臣 名 殿

年 月 日付で確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動（以下「新事業活動等」という。）に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び新事業活動等に対する当該規定の適用関係並びにその理由

2. 現行規定において、新事業活動等の一部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策がある場合はその内容。

3. その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（注）本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

様式第十一（第4条関係）

様式第十二（第4条関係）

様式第十二（第4条関係）

新技術等実証に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日
2. 回答を行った年月日
3. 新技術等実証に係る実証の概要
4. 確認の求めの内容
5. 確認の求めに対する回答の内容

（記載要領）

「3. 新技術等実証に係る実証の概要」、「4. 確認の求めの内容」及び「5. 確認の求めに対する回答の内容」中、事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十六（第6条関係）

新技術等実証計画の不認定通知書

殿

年 月 日

主務大臣 名

年 月 日付で認定申請のあった新技術等実証計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

1. 不認定の理由
 2. 新技術等効果評価委員会からの意見の概要（備考）
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- （記載要領）
- 産業競争力強化法第8条の2第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第十六（第6条関係）

新技術等実証計画に対する見解書

新技術等実証計画の認定申請書

様式第十四（第5条関係）

様式第十四（第5条関係）

様式第十八（第7条関係）

新技術等実証計画の認定証

殿

年 月 日

主務大臣 名

年 月 日付で認定申請のあった新技術等実証計画は、次に記載する産業競争力強化法（以下「法」という。）第8条の2第4項各号のいずれにも適合することが認められました。

1. 当該新技術等実証計画が基本方針に照らし適切なものであること。
2. 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（法第8条の2第3項第4号に規定する同意の取得を含む。）が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
3. 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

そのため、法第8条の2第1項の規定により当該新技術等実証計画を認定します。

記

1. 認定の年月日
 2. 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 3. 当該新技術等実証計画の内容
- （備考）
- (1) 新技術等実証計画の概要
 - (2) 法第2条第3項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
 - (3) 実証を適切に実施するための必要となる措置
- （備考）
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. 認定新技術等実証計画の写しを添付する。

様式第十八（第7条関係）

様式第十七（第6条関係）

認定新技術等実証計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
2. 認定新技術等実証実施者の名称
3. 認定新技術等実証計画の目標
4. 認定新技術等実証計画の内容

- (1) 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容
 - (2) 産業競争力強化法（以下「法」という。）第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
 - (3) 法第2条第3項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
 5. 新技術等実証の実施期間及び実施場所
 6. 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
 7. 法第2条第3項第2号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定
 8. 規制の特例措置の適用を受けようとする場合にあっては、当該規制の特例措置の内容
- （記載要領）

「4. 認定新技術等実証計画の内容」中、認定新技術等実証実施者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十九（第7条関係）

参加者等の同意の取得状況報告書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた新技術等実証計画について、以下のとおり認定新技術等実証計画に記載した参加者等から同意を取得したので報告します。

記

1. 同意を取得した参加者等
2. 同意の取得方法（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第十九（第7条関係）

様式第二十（第7条関係）
 認定新技術等実証計画の認定証の再交付申請書

様式第二十一（第8条関係）

様式第二十（第7条関係）

新技術等実証計画の認定証の再交付申請書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住所
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新技術等実証計画の認定証の再交付を申請します。

記

- 連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
- 申請の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第二十三（第8条関係）

認定新技術等実証計画の変更不認定通知書

殿

年 月 日

主務大臣 名

年 月 日付けの変更認定申請による変更後の新技術等実証計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

- 不認定の理由
- 新技術等効果評価委員会からの意見の概要

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

産業競争力強化法第8条の2第4項のうち、認定しない理由を具体的に記載する。

様式第二十三（第8条関係）

認定新技術等実証計画に対する見解
 年 月 日
 主務大臣 名
 住所
 代表者の氏名
 1. 当新技術等実証計画の認定について、認定をしない理由を記載する。
 2. 当新技術等実証計画の認定について、認定をしない理由を記載する。
 3. 認定の付否に関する見解。
 4. 認定の付否に関する見解。
 5. 認定の付否に関する見解。
 6. 認定の付否に関する見解。
 7. 認定の付否に関する見解。
 8. 認定の付否に関する見解。
 9. 認定の付否に関する見解。
 10. 認定の付否に関する見解。
 11. 認定の付否に関する見解。
 12. 認定の付否に関する見解。
 13. 認定の付否に関する見解。
 14. 認定の付否に関する見解。
 15. 認定の付否に関する見解。
 16. 認定の付否に関する見解。
 17. 認定の付否に関する見解。
 18. 認定の付否に関する見解。
 19. 認定の付否に関する見解。
 20. 認定の付否に関する見解。
 21. 認定の付否に関する見解。
 22. 認定の付否に関する見解。
 23. 認定の付否に関する見解。
 24. 認定の付否に関する見解。
 25. 認定の付否に関する見解。
 26. 認定の付否に関する見解。
 27. 認定の付否に関する見解。
 28. 認定の付否に関する見解。
 29. 認定の付否に関する見解。
 30. 認定の付否に関する見解。
 31. 認定の付否に関する見解。
 32. 認定の付否に関する見解。
 33. 認定の付否に関する見解。
 34. 認定の付否に関する見解。
 35. 認定の付否に関する見解。
 36. 認定の付否に関する見解。
 37. 認定の付否に関する見解。
 38. 認定の付否に関する見解。
 39. 認定の付否に関する見解。
 40. 認定の付否に関する見解。
 41. 認定の付否に関する見解。
 42. 認定の付否に関する見解。
 43. 認定の付否に関する見解。
 44. 認定の付否に関する見解。
 45. 認定の付否に関する見解。
 46. 認定の付否に関する見解。
 47. 認定の付否に関する見解。
 48. 認定の付否に関する見解。
 49. 認定の付否に関する見解。
 50. 認定の付否に関する見解。
 51. 認定の付否に関する見解。
 52. 認定の付否に関する見解。
 53. 認定の付否に関する見解。
 54. 認定の付否に関する見解。
 55. 認定の付否に関する見解。
 56. 認定の付否に関する見解。
 57. 認定の付否に関する見解。
 58. 認定の付否に関する見解。
 59. 認定の付否に関する見解。
 60. 認定の付否に関する見解。
 61. 認定の付否に関する見解。
 62. 認定の付否に関する見解。
 63. 認定の付否に関する見解。
 64. 認定の付否に関する見解。
 65. 認定の付否に関する見解。
 66. 認定の付否に関する見解。
 67. 認定の付否に関する見解。
 68. 認定の付否に関する見解。
 69. 認定の付否に関する見解。
 70. 認定の付否に関する見解。
 71. 認定の付否に関する見解。
 72. 認定の付否に関する見解。
 73. 認定の付否に関する見解。
 74. 認定の付否に関する見解。
 75. 認定の付否に関する見解。
 76. 認定の付否に関する見解。
 77. 認定の付否に関する見解。
 78. 認定の付否に関する見解。
 79. 認定の付否に関する見解。
 80. 認定の付否に関する見解。
 81. 認定の付否に関する見解。
 82. 認定の付否に関する見解。
 83. 認定の付否に関する見解。
 84. 認定の付否に関する見解。
 85. 認定の付否に関する見解。
 86. 認定の付否に関する見解。
 87. 認定の付否に関する見解。
 88. 認定の付否に関する見解。
 89. 認定の付否に関する見解。
 90. 認定の付否に関する見解。
 91. 認定の付否に関する見解。
 92. 認定の付否に関する見解。
 93. 認定の付否に関する見解。
 94. 認定の付否に関する見解。
 95. 認定の付否に関する見解。
 96. 認定の付否に関する見解。
 97. 認定の付否に関する見解。
 98. 認定の付否に関する見解。
 99. 認定の付否に関する見解。
 100. 認定の付否に関する見解。

様式第二十（第7条関係）

様式第二十二（第8条関係）

様式第二十四（第8条関係）

認定新技術等実証計画の変更認定申請書の提出

様式第二十五（第9条関係）

様式第二十四（第8条関係）

変更後の認定新技術等実証計画の内容の公表

- 変更認定をした年月日
- 変更後の認定新技術等実証実施者の名称
- 変更後の認定新技術等実証計画の目標
- 変更後の認定新技術等実証計画の内容
 - 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容
 - 産業競争力強化法（以下「法」という。）第2条第3項第1号に規定する実証の内容及びその実施方法
 - 法第2条第3項第2号に規定する分析の内容及びその実施方法
- 変更後の新技術等実証の実施期間及び実施場所

（記載要領）

「4. 変更後の認定新技術等実証計画の内容」中、認定新技術等実証実施者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第二十六（第10条関係）

認定新技術等実証計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした新技術等実証計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

- 認定を取り消す理由
- 新技術等効果評価委員会からの意見の概要

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（記載要領）

産業競争力強化法第8条の4第2項又は第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第二十四（第8条関係）

様式第二十六（第10条関係）

様式第二十七（第10条関係）

認定新技術等実証計画の認定取消しの公表

1. 認定の取消しをした年月日
2. 認定を取り消した新技術等実証実施者の名称
3. 認定を取り消した新技術等実証計画の内容
4. 認定取消しの理由
(記載要領)

認定を取り消された新技術等実証実施者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第二十九（第12条関係）

新事業活動計画の認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった新事業活動計画については、産業競争力強化法第9条第1項の規定に基づき同法第2条第4項に規定する新事業活動を行うものとして認定します。

- (備考)
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2. 認定新事業活動計画の写しを添付する。

様式第三十一（第12条関係）

新事業活動計画の不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定申請のあった新事業活動計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記
不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 法第9条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。
2. 新技術等効果評価委員会に意見を聴いた場合にあっては、当該意見の概要を、不認定の理由に含めて記載する。

様式第三十三（第13条関係）

認定新事業活動計画の変更認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新事業活動計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第10条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第三十五（第13条関係）

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定新事業活動実施者名
3. 変更後の認定新事業活動計画の目標
4. 変更後の認定新事業活動計画の内容
(1) 新事業活動に係る事業の内容
(2) 新事業活動を行う場所の住所
(3) 掲載の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期
(記載要領)
「4. 変更後の認定新事業活動計画の内容」中、認定新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第三十四（第13条関係）

認定新事業活動計画の変更認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けの変更認定申請による変更後の新事業活動計画については、産業競争力強化法第10条第1項の規定に基づき認定します。

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 認定新事業活動計画の写しを添付する。

様式第三十四（第13条関係）

様式第三十七（第13条関係）

変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日
2. 変更後の認定新事業活動実施者名
3. 変更後の認定新事業活動計画の目標
4. 変更後の認定新事業活動計画の内容
(1) 新事業活動に係る事業の内容
(2) 新事業活動を行う場所の住所
(3) 掲載の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容
5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期
(記載要領)
「4. 変更後の認定新事業活動計画の内容」中、認定新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第三十七（第13条関係）

様式第三十六（第13条関係）

認定新事業活動計画の変更不認定通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けの変更認定申請による変更後の新事業活動計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 法第9条第4項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。
2. 新技術等効果評価委員会に意見を聴いた場合にあっては、当該意見の概要を、不認定の理由に含めて記載する。

様式第三十六（第13条関係）

様式第三十八（第14条関係）

認定新事業活動計画の認定取消し通知書

- 年 月 日
- 殿
- 主務大臣 名
- 年 月 日付けで認定をした新事業活動計画については、下記の理由により認定を取り消します。
- 記
- 認定を取り消す理由
- (備考)
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- (記載要領)
1. 法第9条第2項及び第3項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
 2. 新技術等効果評価委員会に意見を聴いた場合にあっては、当該意見の概要を、認定を取り消す理由に含めて記載する。

様式第三十八（第14条関係）

様式第三十九（第15条関係）

認定新事業活動計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿

主務大臣 名

年 月 日付けで認定をした新事業活動計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 法第10条第3項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。
2. 新技術等効果評価委員会に意見を聴いた場合にあっては、当該意見の概要を、変更を指示する理由に含めて記載する。

様式第三十九（第15条関係）

様式第四十（第15条関係）

認定新事業活動計画の認定取消しの公表

1. 認定取消しの年月日
2. 認定を取り消された新事業活動実施者名
3. 認定を取り消した新事業活動計画の内容
4. 認定取消しの理由

(記載要領)

認定を取り消された新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第四十（第15条関係）

様式第四十二（第16条関係）

認定新技術等実証計画の実施状況報告書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住所 氏名 代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新技術等実証計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 新技術等実証の目標の達成状況

2. 実施した新技術等実証の内容及び規制の特例措置の適用状況

3. 産業競争力強化法第13条の規制の特例措置の見直し及び第14条の規制改革の推進に資する事項

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。

2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新技術等実証の目標の達成状況

新技術等実証に係る目標の達成状況を要約的に記載する。

2. 実施した新技術等実証の内容及び規制の特例措置の適用状況

実施した新技術等実証の内容及び規制の特例措置の適用状況については、別表により、認定新技術等実証実施者が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。

※規制の特例措置の適用を受けて新技術等実証を実施した場合には、その内容を要約的に記載する。

別表

実施した新技術等実証の内容及び規制の特例措置の適用状況

区 分	計 画	実 績
実施内容等		

様式第四十一（第16条関係）

認定新技術等実証計画の実施状況定期報告書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住所 氏名 代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新技術等実証計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 新技術等実証の目標の達成状況

2. 実施した新技術等実証の内容及び進捗の状況

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。

2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新技術等実証の目標の達成状況は簡潔に記載する。また、報告を予定しているデータ及び報告時期を記載する。

2. 「2.」には新技術等実証の実施開始からの進捗状況を簡潔に記載する。

様式第四十三（第16条関係）

年度における認定新事業活動計画の実施状況報告書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住所 氏名 代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた新事業活動計画の年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 新事業活動の目標の達成状況

2. 実施した新事業活動の内容及び規制の特例措置の適用状況

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出すること。

2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 新事業活動の目標の達成状況

(1) 新事業活動に係る事業の目標の達成状況を要約的に記載する。

(2) 経営の向上の程度を示す数値を用いつつ要約的に記載する。

2. 実施した新事業活動の内容及び規制の特例措置の適用状況

実施した新事業活動の内容及び規制の特例措置の適用状況については、別表により、認定新事業活動実施者が実施した措置等について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載する。

(1) 規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施した場合には、その内容を要約的に記載する。

別表

実施した新事業活動の内容及び規制の特例措置の適用状況

区 分	計 画	実 績
実施内容等		